

# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画 検証結果(令和元年度)



令和2年 10月  
静岡県

## 1 はじめに

静岡県では、不幸にも犯罪等の被害に遭われた犯罪被害者等に対して、権利利益の保護及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的に、平成27年4月1日「静岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）を施行し、平成28年10月11日に、県条例第8条（犯罪被害者等支援に関する推進計画）に基づき、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を公表しました。この推進計画は、本県における犯罪被害者等の支援を県機関が民間支援団体等関係機関と協力し、総合的に推し進めるための指針となるもので、実施期間は平成28年度から令和2年度までの5年間で、毎年度、施策の実施状況の確認、検証を行います。今回、令和元年度中に県機関において実施された取組の成果等について、有識者から意見聴取を行うとともに犯罪被害者等支援推進本部において確認、検証を行い、その結果を、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和元年度）（以下「検証結果」という。）」として取りまとめました。

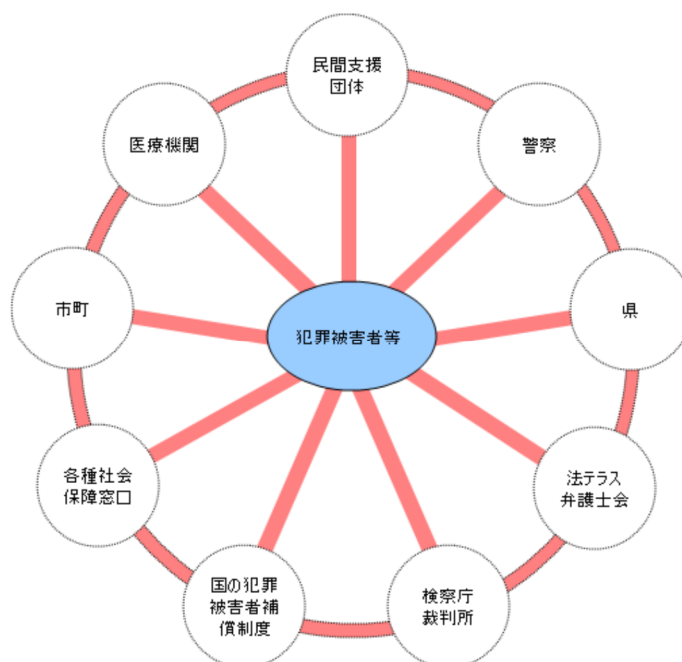
今回の検証結果については、翌年度以降の県機関の施策の策定に活用していきます。

### 注) 用語の定義

- 犯罪等…犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
- 県機関…知事部局、教育委員会、警察本部の各所属
- 民間支援団体…犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体

## 2 静岡県がめざす、犯罪被害者等支援の目指すべき連携・協力のイメージ

（以下のイメージ図を「関係機関」という。）



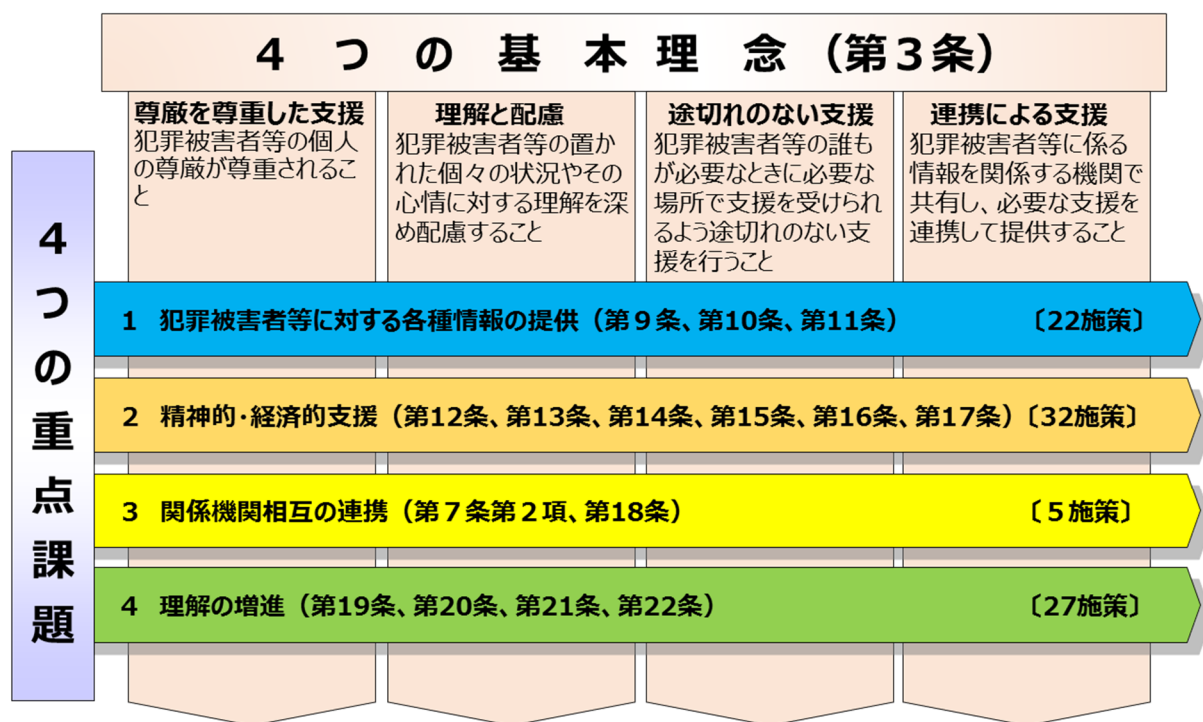
### 3 推進計画の体系（4つの基本理念、4つの重点課題）

#### (1) 基本理念

県条例第3条に掲げる基本理念の下、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、関係機関・団体による途切れのない支援や、犯罪被害者等に対する理解促進のための施策を進め、県民や事業者を含めた「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」の実現を目指しています。

#### (2) 重点課題

犯罪被害者等を取り巻く状況やそのニーズを把握し、「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」を実現するために、今後必要と考えられる施策を体系的に整理する中で、4項目を重点課題として設定し、それぞれの充実に向けた取組を進めています。



### (3) 計画の体系

重点課題	基本方針	取組	県機関
犯罪被害者等に対する各種情報の提供	相談及び情報の提供等(第9条)	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部
		被害者連絡の確実な実施	警察本部
		各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上	警察本部、くらし交通安全課、精神保健福祉センター、女性相談センター
		市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け	くらし交通安全課
		スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実	教育委員会
		被害児童、保護者に対する相談機関紹介	教育委員会
		心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	教育委員会(義務教育課)
		関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供	男女共同参画課
		DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示	男女共同参画課
		児童虐待相談担当者研修の充実、他機関との連携強化	こども家庭課、児童相談所
	損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)	高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上	長寿政策課
		障害者虐待防止センターにおける相談対応	障害者政策課
		専門機関の斡旋、連絡調整・民間支援団体への情報提供	警察本部、くらし交通安全課
		指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部
		犯罪被害者等のための各種団体が行う救済制度の情報提供	警察本部
		税法上の救済制度の情報提供	警察本部
		暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供	警察本部
		医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課
		母子(父子)家庭への医療費の助成制度	こども家庭課
		法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部、くらし交通安全課
	経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)	対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用	警察本部
		犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部

重点課題	基本方針	取組	県機関
精神的・経済的支援	日常生活の支援(第12条)	民間支援団体が行う日常生活の支援	警察本部、くらし交通安全課
		被害者支援カウンセラーの運用	警察本部
		カウンセリング費用の公費負担制度について検討する	警察本部
		性犯罪被害者に対する公費負担制度の運用	警察本部
		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会
	心理的外傷等からの回復(第13条)	犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター
		関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課
		DV被害者の自立支援	こども家庭課、女性相談センター
		要保護児童への立ち直り支援	児童相談所
		加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部
	安全の確保(第14条)	DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護	警察本部、児童相談所、女性相談センター
		DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	警察本部、女性相談センター
		関係機関連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課
		一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	こども家庭課、女性相談センター
		保護命令の積極運用と被害者の安全の確保	こども家庭課、女性相談センター
	居住の安定(第15条)	学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底	教育委員会
		犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費負担	警察本部
		犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課
		DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課
		DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所、女性相談センター
	雇用の安定(第16条)	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	雇用推進課
		犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供	雇用推進課
		事業主との間の労使問題に係る相談受理	労働政策課
		被害者支援要員の指定と二次的被害防止の徹底	警察本部
		指定被害者支援要員に対する研修	警察本部
	捜査の過程における配慮等(第17条)	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の研修	警察本部
		被害者支援カウンセラーの運用	警察本部
		司法解剖遺体の遺体修復費用公費負担	警察本部
		性犯罪被害者支援における三者協定の運用	警察本部

重点課題	基本方針	取組	県機関
関係機関相互の連携	民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)	民間支援団体への情報提供の強化	警察本部
		民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進	警察本部、くらし交通安全課
	緊急を要する犯罪被害者等支援の実施(第18条)	民間支援団体の見舞金交付への協力	警察本部
		指定被害者支援要員の弾力的な運用	警察本部
		署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化	警察本部
理解の増進	県民の理解の増進(第19条)	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部、くらし交通安全課
		犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化	警察本部、くらし交通安全課
		犯罪被害者等支援講演会inしずおかの継続開催	警察本部、くらし交通安全課
		「犯罪被害者等に関するリーフレット」による広報啓発	くらし交通安全課
		被害者支援貢献者への積極的な表彰による士気高揚	警察本部
		「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成	こども家庭課
	学校における教育(第20条)	命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部、教育委員会(義務教育課、高校教育課)
		生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会(義務教育課、高校教育課)
		こころの教育の推進	教育委員会(高校教育課)
		体験活動を通じた教育の推進	教育委員会(義務教育課)
		私たちの道徳の配布	教育委員会(義務教育課)
		生命を尊重する心情や態度の育成	教育委員会(特別支援教育課)
		豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会(特別支援教育課)
	犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)	指定被害者支援要員に対する研修の実施	警察本部
		警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の授業を実施	警察本部
		女性地域警察官研修会の開催	警察本部
		女性被害捜査官研修会の開催	警察本部
		警察署相談係員対象の研修会の開催	警察本部
		犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷の研修の実施	警察本部
		犯罪被害者等支援ハンドブックの活用	くらし交通安全課
		県・市町担当者に対する研修会の開催	くらし交通安全課
		DV被害者、児童虐待に係る相談体制整備の研修実施	男女共同参画課、女性相談センター、児童相談所
		犯罪被害者等に初期に接する者の研修実施	精神保健福祉センター
		児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修の開催	教育委員会(義務教育課)
	意見の反映(第22条)	アンケート調査の実施	警察本部
		有識者の意見の反映	警察本部
		パブリックコメントの実施	警察本部、くらし交通安全課

※ 雇用推進課及び労働政策課については、業務統合により、平成31年4月1日から労働雇用政策課に名称変更しました。

※ 長寿政策課については、令和2年4月1日から健康増進課に業務移管しました。



## 4 重点課題ごとの主な取組（施策）の実施状況

主な取組（施策）の実施状況について重点課題ごとに以下のとおり、まとめました。なお、全取組（施策）の実施状況及びそれに対する検証結果は、末尾にあります。

### (1) 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第9条、第10条、第11条）

犯罪被害者等は、犯罪被害に遭うといった直接的被害のほかにも様々な問題に遭遇し、これらを自力で解決することが非常に困難な状況にあることから、犯罪被害者等が必要とする情報を適切に提供できる体制の整備及び窓口担当者の対応能力向上につながる各種施策を行いました。

#### ア 指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示

指定被害者支援要員が 537 事件の被害者等に対して被害者の手引を交付するとともに、各種救済制度について教示しました。【警察本部】

#### イ 各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上

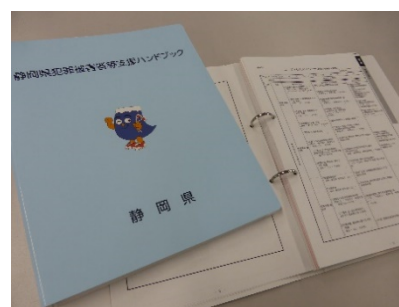
○ 各自治体に設置された支援窓口（総合的対応窓口）等において、担当者が他の支援関係機関・団体について把握し、犯罪被害者等がどの窓口にも相談しても必要な支援にたどり着くことができるネットワークの構築を目的として、「犯罪被害者等支援ハンドブック作成事業」を警察庁と共催し、県内自治体担当者及び犯罪被害者等支援関係機関・団体と協議を重ね、平成 23 年度に作成した同ハンドブックを大幅に改訂し、関係機関・団体に配布しました。【くらし交通安全課】



検討会実施状況



報告会実施状況



静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック

○ 「静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）」を運営し、766 件の相談を受け、33 件の同行支援を実施しました。【くらし交通安全課】

#### ウ スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実

○ 政令指定都市を除く県内全公立小・中学校及び義務教育学校（小中一貫教育校）（489 校）、県立高等学校（24 校）、特別支援学校（12 校）にスクールカウンセラーを派遣・配置し、相談体制の充実に努めました。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

○ 「静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）」の広報啓発用カード及びポスターを県内全ての高等学校に配布し、同センターの周知に努めました。【高校教育課、くらし交通安全課】

エ 関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供  
電話や面接により、犯罪被害者等を含む多くの相談者から相談を受けました。（女性相談 3,903 件、男性相談 116 件）【男女共同参画課】

オ DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示  
性暴力及び男女間の暴力に関するシンポジウムを実施しました。また、高等学校、専門学校、大学の 21 校においてデートDV防止出前セミナーを開催し、受講者 4,899 人に対し、リニューアルしたデートDV防止パンフレットを配布しました。【男女共同参画課】



リニューアルしたデートDV防止パンフレット（表紙及び一部内容）

カ 高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上  
高齢者虐待防止等の高齢者の権利擁護に関し、市町等からの電話相談に応じる相談窓口を開設し、32 件の相談を受けました。また、高齢者虐待対応を担当する市町等職員を対象に事例検討会及び虐待対応力研修会を開催しました。【健康増進課】

キ 障害者虐待防止センターにおける相談対応  
障害者虐待防止センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害のある人やその関係者からの相談 16 件に対応しました。【障害者政策課】

ク 医療保険の円滑な利用の確保  
研修会や実地検査において担当者に対し、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が受けられる旨を周知し、医療保険の円滑な利用の確保に努めました。【国民健康保険課】

ケ 母子（父子）家庭への医療費の助成制度

令和元年度の受診件数は 156,533 件で、補助実績は 194,612 千円でした。【こども家庭課】

**(2) 精神的・経済的支援（第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条）**

犯罪被害者等は、被害直後だけでなく、中長期にわたり心身の不調や不安を回復、軽減するための支援が必要な上、犯罪被害により生活が困難になるなど、経済的負担も大きいことから、様々な制度を適切に教示し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するための各種施策を行いました。

ア 被害者支援カウンセラーの運用

カウンセリングを希望する被害者等 26 人に対して、臨床心理士等の資格を有する警察官によるカウンセリングを 40 回実施しました。【警察本部】

イ カウンセリング費用の公費負担制度について検討する

被害者等 9 人が受診した 69 回分のカウンセリング等費用（約 235 千円）を公費にて支出しました。【警察本部】

ウ DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護

○ 令和元年度に対応したDV事案は 660 件、児童虐待事案は 989 件で、事案内容に応じて、DV被害者への支援措置や児童相談所への通告を実施しました。【警察本部】

○ 令和元年度に児童相談所（政令市を含む）が行った一時保護（一時保護所への入所）人数は 666 人で、そのうち虐待を事由とする児童は 396 人でした。【児童相談所】

○ 令和元年度に健康福祉センターや市町と協力して実施した一時保護件数は 61 件で、そのうちDVを事由とする一時保護は 43 件でした。【女性相談センター】

エ DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援

虐待を事由として一時保護（一時保護所への入所）を行った児童 396 人のうち、一時保護を解除して家庭へ復帰した児童は 262 人でした。【児童相談所】

オ 様々な地域・種類の一時保護委託先の確保

DV被害者の一時保護委託先を 11 か所（賀茂地区 1 か所、東部 4 か所、中部 2 か所、西部 4 か所）確保しました。【こども家庭課】



カ 被害者支援要員の指定と二次的被害防止の徹底

指定被害者支援要員を 654 人（県本部 34 人、鉄道警察隊 2 人、高速隊 39 人、警察署 579 人）、そのうち女性 145 人を指定し、596 事件において被害直後から支援活動に従事させました。【警察本部】

### (3) 関係機関相互の連携（第 7 条第 2 項、第 18 条）

被害者の年齢や性別、被害実態等、個々の事情によって必要とする支援が異なり、その支援内容は多岐にわたることから、関係機関・団体等がそれぞれの役割を適切に果たしていくとともに、各々が連携して途切れのない支援をするための各種施策を行いました。

ア 民間支援団体への情報提供の強化

被害者等が情報提供に同意した 24 件について、警察本部から認定 N P O 法人静岡犯罪被害者支援センターへ事件事故の概要や被害者等に関する情報提供を実施しました。【警察本部】

イ 民間支援団体の見舞金交付への協力

認定 N P O 法人静岡犯罪被害者支援センターによる被害者等に対する見舞金や防犯ブザーの交付に協力しました。（見舞金 6 件、防犯ブザー 30 個）【警察本部】

ウ 署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化

令和元年度に開設した警察署を含む県下 28 警察署（全警察署）において、警察署犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、関係機関との連携を強化しました。【警察本部】

### (4) 理解の増進（第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条）

犯罪被害者等の実態やニーズ、支援に関する施策については、未だ社会全体の理解が十分に進んでいないことから、県民に対して犯罪被害者等支援の理解の増進に結びつけるための各種施策を行いました。

ア 犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化

○ 認定 N P O 法人静岡犯罪被害者支援センター、県弁護士会、県司法書士会、法テラス、公益財団法人交通事故紛争処理センター、清水海上保安部、大学生ボランティアなどと連携・協働し、県庁や大型商業施設において、県警音楽隊の演奏に併せて広報啓発活動を実施しました。

【警察本部、くらし交通安全課】



令和元年 11月 2日 (土)  
静岡県庁本館前



令和元年 11月 8日 (金)  
ららぽーと沼津

- 性暴力被害に遭われた方を社会で支えるため、被害者が置かれた現状を周知し、理解を得ることを目的に「性暴力被害について考えるシンポジウム」を三島市民生涯学習センターで開催し、104人が参加しました。【くらし交通安全課】



令和元年 11月 23日 (土)  
シンポジウム開催状況



パネルディスカッション開催状況

イ 犯罪被害者等支援講演会 in しずおかの継続開催

静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと共催して、強盗強姦殺人事件被害者の遺族である加藤裕司氏による講演会を開催し、約200人が参加しました。【警察本部、くらし交通安全課】



令和元年 11月 29日 (金)  
講演会開催状況



講師による講演

ウ 「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成  
県民の児童虐待防止への理解促進を目的に、「児童虐待防止静岡の集い」を開催しました。【こども家庭課】

エ 命の大切さを学ぶ教室の開催

- 中高生を対象とした命の大切さを学ぶ教室を開催し、遺族による講話や警察職員による講義を実施しました（中学校3校、高等学校6校）。  
【警察本部、義務教育課、高校教育課】



県内中学校



県内高等学校

- 高校生の交通安全意識の高揚を図るため、命の大切さを伝える「生命（いのち）のメッセージ展」を13校（うち10校で交通事故被害者遺族による講演を実施）で開催しました。【くらし交通安全課】

## 5 取組（施策）に対する検証結果

令和元年度も、各機関それぞれ推進計画に沿った取組（施策）を実施することができました。

特に、「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の改訂に当たっては、くらし交通安全課を中心とした県の各機関のほか、市町、検察庁、弁護士会、社会福祉協議会、民間被害者支援団体等多くの関係機関が協議を重ね、その内容を充実させることで、相談窓口機能のみならず、関係機関相互の連携についても強化を図ることができました。

また、被害者支援に関する広報啓発活動においては、これまで行ってきた広報チラシの配布に加えて、被害者等の手記の朗読を行い、被害者等の声を県民に届けることで、被害者等が置かれている状況や社会全体で被害者等を支える必要性等に関する理解の増進を図ることができました。

今後も、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまで、そのニーズに沿った支援を途切れることなく行っていけるよう、各種取組（施策）の充実、強化に努めてまいります。

## 6 意見の反映

### (1) 前年度、検証時に提出された有識者意見に対する回答

「静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（平成30年度）」における静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員からの意見に対する、県機関からの回答は次のとおりです。

	有識者意見	回答
1	<p>現行の「被害者の手引」は見やすく良いと思います。手引に掲載する情報量が多くなってしまうことは仕方がないことだと思いますので、警察に相談しやすい環境や雰囲気被害者の方々に感じてもらえるようなソフト面でのさらなる努力を望みます。</p> <p>(第9条関係)</p>	<p>「被害者の手引」を被害者等に交付する際には、個々の被害者等に応じ、必要な内容を説明するとともに、その要望を確認しながら交付するなど、被害者等が支援に関して相談しやすくなるよう配慮しているところであります。</p> <p>今後も、被害者等が相談しやすい雰囲気・環境づくりに配慮してまいります。</p> <p>(警察本部)</p>
2	<p>性犯罪被害相談電話「#8103」が執務時間外でも対応可能となったことは良いことだと思います。業務多忙等を理由に相談者への対応がざんざいな対応とならないよう、より丁寧な対応への心掛を望みます。</p> <p>(第9条関係)</p>	<p>性犯罪被害相談電話「#8103」につきましては、相談受理時に対応する警察官の性別の希望を確認し、緊急性の判断を行った上で適切な対応をするよう指示しているところであります。</p> <p>執務時間外を警察本部当直で対応するよう改めた結果、相談件数も増加しておりますので、今後とも適切に対応するよう指示を徹底してまいります。</p> <p>(警察本部)</p>
3	<p>静岡県性暴力被害者支援センター（愛称SORA）の開設は昨年度の取組の中でも大きな成果だと思います。開設したことに留まらず、性暴力被害者にとってより良い制度となるよう、今後、東部・中部・西部・伊豆地区における病院拠点型の同センターの導入を望みます。</p> <p>(第9条関係)</p>	<p>「静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）」の令和元年度の相談件数は、766件で、弁護士会、警察及び病院等へ33件の同行支援を実施しております。東部・中部・西部に協力病院を確保しており、今後も関係機関・団体との連携を強化し、可能性を検討してまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
4	<p>児童虐待の痛ましい事件やいじめを苦しめた自殺案件が散見されるので、県・警察等の積極的な介入を望みます。</p> <p>(第4条関係)</p>	<p>児童虐待やいじめにつきましても、他の事案と同様、各種警察活動を通じて情報収集に努めるとともに関係機関と連携し、警察として必要な措置を確実に遂行してまいります。</p> <p>(警察本部)</p> <p>県では平成31年3月に「児童相談所と警察との情報共有等の取扱いに関する協定」を締結し、児童相談所と警察の連携を図っています。</p>

		<p>今後も、児童相談所において児童の安全確認等が難しい事案などについては、警察の協力を受けながら適切に対応していきます。</p> <p>(こども家庭課、児童相談所)</p> <p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置することで、相談体制の充実を図り、虐待やいじめ等に対応しています。</p> <p>(義務教育課)</p> <p>高等学校においては、中学校時にカウンセリングを受けていた生徒、保護者に対する継続支援の必要性が高まっていることに対応するため、令和元年度、スクールカウンセラー拠点校を24校としました(平成30年度は23校)。スクールソーシャルワーカーについては、3校を拠点校とし(平成30年度は2校)、引き続き配置校の拡充を検討してまいります。</p> <p>(高校教育課)</p> <p>特別支援学校では、一人一人に個別の教育支援計画を作成し、保護者、福祉、医療、保健、警察などの機関と連携しています。今後も保護者等との連絡を密にし、未然防止、早期発見・対応に努めてまいります。</p> <p>(特別支援教育課)</p>
5	<p>「デートDV」という名称が「いじめ」と同様、軽く捉えられてしまう傾向があると思うので、セミナー受講者に対し、「デートDV」が犯罪になりうる可能性があるということの周知を望みます。</p> <p>(第9条関係)</p>	<p>若い世代の男女が、現在及び将来にわたりDVの加害者にも被害者にもならないことを目的にセミナーを実施しており、デートDVに対する正しい知識や対処方法を伝えています。</p> <p>(男女共同参画課)</p>
6	<p>施設内における虐待事例は、表に出てこないことが多いので、県・警察等の積極的な介入を望みます。</p> <p>(第4条関係)</p>	<p>施設内における虐待につきましても、他の事案と同様、各種警察活動を通じて情報収集に努めるとともに関係機関と連携し、警察として必要な措置を確実に遂行してまいります。</p> <p>(警察本部)</p> <p>要介護施設従事者等による高齢者虐待については、老人福祉法又は介護保険法の規定により適切な権限の行使を図ってまいります。</p> <p>(健康増進課)</p>



		<p>障害者福祉施設等における従事者等による虐待については、障害者虐待防止法及び障害者総合支援法の規定により、適切な権限の行使を図ってまいります。</p> <p>(障害者政策課)</p>
7	<p>県による犯罪被害者支援のための目的税の導入の検討を望みます。</p> <p>(第4条関係)</p>	<p>他の都道府県の状況を踏まえつつ、研究してまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
8	<p>「各市町の条例制定」や「命の大切さを学ぶ教室」をはじめ、特に被害関係者の意見・要望を取り入れた新規施策等、県が重点的に推進すべき項目を定め、取り組む必要があると思います。</p> <p>(第22条関係)</p>	<p>県が令和元年度3回開催しました「犯罪被害者等支援市町担当研修会」では、犯罪被害御遺族の講演や、御遺族を講師として、関係機関との合同グループワーク等を実施し、被害者に寄り添った意見要望等を共有しております。</p> <p>また、被害者の要望を聴き取る静岡県版の「ニーズアセスメントシート」や犯罪被害別の静岡県内の支援体制を可視化したシート等を追加した「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、市町、警察署及び県内犯罪被害者等支援関係機関・団体へ適正な支援に役立てていただきますよう700部配布いたしました。</p> <p>被害関係者からの意見・要望を踏まえつつ、重点的に推進すべき項目を盛り込んだ第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画の策定に取り組んでまいります。</p> <p>(警察本部、くらし交通安全課)</p>
9	<p>他の都道府県の施策等を参考にすることはもちろんですが、それにとらわれることなく、被害者支援として有効な施策と認められれば、本県独自であろうと積極的な取組を望みます。</p> <p>(第4条関係)</p>	<p>各自治体において設置された支援窓口（総合的対応窓口）において、担当者が他の支援関係機関・団体について把握し、犯罪被害者等がどの窓口に相談しても必要な支援にたどり着くことができるネットワークの構築を目的として、令和元年度に「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック作成事業」を実施し、県・市町、警察及び県内の犯罪被害者支援関係機関・団体の担当職員と被害者に寄り添った支援について検討を重ねました。</p> <p>この結果、被害者等のニーズを把握し、円滑な支援を行うための、静岡県独自の共通支援ツールを作成し、「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に掲載することができました。</p>



		<p>今後も静岡県独自の積極的な取組を検討してまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
10	<p>静岡県性暴力被害者支援センター（愛称SORA）に寄せられた相談件数が当初の想定を上回ったという発表がありました。今後、さらに実績が伸びるようであれば、必要に応じてスタッフの増員等、体制の強化を望みます。また、同センターに対する県民の認知度を向上し、理解を促すためにも、イメージがつかめるような効果的な広報を望みます。</p> <p>(第9条関係)</p>	<p>県内高校、専修学校、短大、大学の新入学生に対し、静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）の啓発用カードの配布やツイッター、フェイスブックを活用した広報を実施いたしました。</p> <p>また、静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）への理解・イメージをつかみやすくすることを目的とした、ポスターを新規に作成し、認知度の向上に努めました。</p> <p>さらに、性暴力被害に遭った方を社会で支えるため、被害者が置かれた現状を周知し理解を得ること及びセンターの周知を目的として、「性暴力被害について考えるシンポジウム」を三島市で開催しました。</p> <p>今後も、イメージがつかめるような効果的な広報に配慮してまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p>
11	<p>昨今の死傷者多数の事件事故を教訓に、業務時間外に発生した際の各機関の連絡先、被害者や遺族対応に関わる支援要員の確保及び報道対応等について記載したマニュアルの作成や事件事故の発生を想定したシミュレーション訓練を実施し、段取りについて確認する必要があると思います。</p> <p>静岡県においては、県警察・県弁護士会・県公認心理師協会、法テラスなどの関係機関と連携を図ることができていますが、今後、死傷者多数の事件事故が発生した場合の連絡調整方法や被害者等への支援対応についての具体的な方法を早急に協議することを望みます。</p> <p>(第4条・第18条関係)</p>	<p>県警察内におきましては、令和元年12月に通達を發出して死傷者多数事件事故発生時の被害者支援体制の整備を図ったところであります。</p> <p>今後は、同種事案発生時の連携要領等について、関係機関と協議してまいります。</p> <p>(警察本部)</p>

## (2) 検証結果に対する有識者意見

「静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（令和元年度）」に対する静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員からの意見は次のとおりです。次回、検証時に関係機関へ回答を求めます。

	有識者意見	担当県機関
1	<p>SORAの相談件数が766件、同行支援件数が33件実施されたとのことですが、現場の人員やフォローは足りていますでしょうか。</p> <p>SORAの積極的な広報は必要ですが、現場が疲弊してしまっは意味がないので、担当者の心身と経済面への十分な配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">（第21条関係）</p>	くらし交通安全課
2	<p>デートDVのパンフレットは、非常に分かりやすく、説得的であり、気付きも多いと思われます。</p> <p>令和元年度は、セミナー受講者のみに配布されたようですが、特に、未成年者に対し、広く配布することを検討していただけたらと思います。可能であれば、学校とも協議し、中学校で配布する必要もあると思います。</p> <p style="text-align: right;">（第9条関係）</p>	男女共同参画課
3	<p>被害者支援の目的税の導入について、検討をお願いします。（県民一人当たり年額100円でも良いと思います。）</p> <p style="text-align: right;">（第4条関係）</p>	くらし交通安全課
4	<p>支援を求めにくい被害者もいると思うので、被害者にとって分かりやすく、かつ相談への敷居を下げられるような広報をして、支援を求めやすくしていただきたいと思ひます。</p> <p style="text-align: right;">（第19条関係）</p>	警察本部 くらし交通安全課
5	<p>新型コロナウイルスの感染拡大により、シンポジウムや講演、イベントの開催や参加が以前より難しい状況になっています。</p> <p>そうした中で、SNSやホームページといった手段での広報啓発活動についても、工夫を凝らしながら、更に進めていくことを望みます。</p> <p style="text-align: right;">（第19条関係）</p>	警察本部 くらし交通安全課
6	<p>マスコミ報道によれば、新型コロナウイルスの感染拡大により、外出自粛を迫られる中で家庭内での児童虐待やDVが増加傾向にあるほか、感染者が差別やいじめを受ける事例が増加しているため、県や警察等のより積極的な介入を期待します。</p> <p style="text-align: right;">（第4条関係）</p>	警察本部 男女共同参画課 地域福祉課人権同和对策室 こども家庭課 児童相談所 女性相談センター

7	<p>各自治体において支援窓口が整備され、さらに、「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、窓口担当者の意思統一を図り、迅速な対応が実施できるよう取組まれたことは良いことだと思います。</p> <p>現在、藤枝市、長泉町、裾野市、菊川市、湖西市において、「犯罪被害者等支援条例」が制定されていますが、制定されていない地域で被害に遭われた場合は、十分な支援を受けることができなくなってしまう可能性があります。</p> <p>支援窓口の整備だけに留まるのではなく、支援の質や支援の継続性を保ち、地域による支援のばらつきを無くし、等しく適切な支援を受けることができるように、全市町への条例制定を強く望むと同時に、県としても各自治体に対して積極的な働き掛けを望みます。</p> <p style="text-align: right;">(第4条関係)</p>	警察本部 くらし交通安全課
---	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------

(3) 静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員

役職	氏名	職業等
会長	江口 昌克	国立大学法人静岡大学 教授
副会長	一杉 泰博	ひとすぎ法律事務所 弁護士
委員	朝比奈 幹夫	被害者遺族
委員	上原 広彦	(株)静岡新聞社 社会部長兼写真部長兼論説委員
委員	中村 泰昌	静岡県商工会議所連合会 専務理事・事務局長
委員	藤原 智代	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター 次長
委員	溝口 明範	医療法人社団リラ溝口病院 理事長

# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画実施状況及び検証結果（令和元年度）

※ 番号○印は本文に内容を記載しているものです。

## 重点課題：犯罪被害者等に対する各種情報の提供 相談及び情報の提供等（第9条関係）

	取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
①	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	指定被害者支援要員が被害者等に対して被害者の手引を交付するとともに、各種救済制度について教示した(537事件)。	手引の交付対象となる事件事故の発生を把握し、被害者等への手引交付状況を確認していることから、漏れなく手引の交付及び各種救済制度の教示ができたものと判断する。今後も、確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。
2	被害者連絡の確実な実施	警察本部	対象となる被害者等に対して、捜査に支障のない範囲で捜査の状況等に関する情報提供を実施した。	業務指導等において被害者連絡経過票の作成状況等を確認し、確実な被害者連絡の実施に努めている。今後も必要な連絡を確実に行うよう指導教養を継続する。
③	各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上	警察本部	業務指導に併せて県内各警察署において、指定被害者支援要員に対する研修会を開催し、警察における被害者支援や代理受領に関する教養を行った(参加人数318人)。	各警察署で開催したことで、例年より多くの指定被害者支援要員が参加することができた。今後も取組を継続する。
		くらし交通安全課	○「静岡県犯罪被害者等支援担当者研修会」の開催 県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 ・開催日：9/3(火)、9/10(火)、9/19(木) ・開催場所：県庁、浜松総合庁舎、東部総合庁舎 ・参加人数：計150人 <b>(警察本部、くらし交通安全課)</b>  ○「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」作成事業 各自治体に設置された支援窓口(総合的対応窓口)等において、担当者が他の支援関係機関・団体について把握し、犯罪被害者等がどの窓口相談しても必要な支援にたどり着くことができるネットワークの構築を目的として、「犯罪被害者等支援ハンドブック作成事業」を警察庁と共催し、平成23年度に作成したハンドブックを県内自治体担当者及び犯罪被害者等支援関係機関・団体の協力を得て改訂し、関係機関・団体等に配布した。 ・開催日：9/25(水)、11/6(水)、11/13(水) ・開催場所：県庁 ・参加人数：50人 ・配布箇所：137機関・団体  ○性暴力被害者の心身の健康の回復を図るため、関係機関が連携し、24時間365日支援をワンストップで行う「静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)」の運営 ・令和元年度相談件数766件、同行支援33件 ・県内全ての高校、専修学校、短大、大学新入学生へ啓発用カードを配布(51,305枚) ・市町犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」担当課、犯罪被害者支援機関・団体、県内高校、専修学校、短大、大学、医療機関等へ啓発用リーフレットを配布  相談を躊躇する性暴力被害者等に対し、相談のハードルを下げるために相談例を記載したSORA啓発用ポスターを新規作成し、関係機関へ配布した。	犯罪被害者等支援の推進、県・市町窓口担当職員等による二次的被害防止及び行政と警察、関係機関等が連携した途切れない支援を目指し、窓口の充実や担当者の技術の向上に向けた取組を行った。今後も継続して各種研修等を開催する。 <b>(警察本部、くらし交通安全課)</b>  「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」作成事業では、被害の仮想事例を用いたグループワークや「早期支援及び多機関連携の重要性」をテーマに講演を実施し、支援関係機関担当者同士の連携を深め、「顔の見える連携」の構築に繋がった。また、ハンドブックはバイナー方式で作成し、県ホームページ上でデータを更新、差し替えが可能となった。「犯罪被害者支援の流れ」、「相談を行う際の共通支援ツール(ニーズアセスメントシート)」等新たな項目を追加した。 今後、県警察と共催する市町・警察職員等を対象とする合同研修会で関係機関との連携強化や支援体制の充実を目的に演習等で活用をしていく。
	精神保健福祉センター	なし	なし	
	女性相談センター	各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、2回研修会を実施した。 ・第1回女性保護担当職員・女性相談員研修：4/5(59人) ・第2回女性保護担当職員・女性相談員研修：10/18(73人) ・第3回女性保護担当職員・女性相談員研修：中止(新型コロナウイルス対策のため)  女性保護・DV相談担当者研修会 ・5/10(藤枝26人) ・5/17(賀茂9人) ・5/24(中遠36人) ・6/3(東部38人)  女性相談員事例検討会(開催日1/17、参加者25人)  講師依頼により実施 ・警察学校講師(実施日11/28、2/19)	第2回担当者研修においては、住基支援措置に関する講義を実施し、女性相談担当課だけでなく住民課職員も参加。それにより、他課の女性相談に関する理解・協力の深まりに繋がった。  事例検討会では困難ケースの対応についてスーパーバイズを行い、女性相談員の専門性の向上を図った。  警察学校の講師派遣ではDV対応や被害者の特性等について説明した。	
4	市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け	くらし交通安全課	県内全市町に窓口設置が完了したことを受け、市町犯罪被害者等支援施策担当窓口、総合的対応窓口担当課職員に対し、更なる窓口の充実について研修を実施した。	今後も継続して窓口の体制・連携の充実に向けて研修等を実施していく。
⑤	スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実	教育委員会(義務教育課)	政令指定都市を除く県内全小・中学校及び義務教育学校(489校)にスクールカウンセラーを配置した(相談件数：児童生徒31,785件、保護者28,077件、教職員45,160件)。5つのモデル地区においてスクールカウンセラーを常時配置した。	例年と同様にスクールカウンセラーの配置を実施することができた。今後も継続して相談体制の充実を図る。
		教育委員会(高校教育課)	○「静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)」の周知 県内全ての高等学校に広報啓発用カード及びポスターを配布した。 <b>(高校教育課、くらし交通安全課)</b>  県立高等学校24校にスクールカウンセラーを配置した(3,089時間)。	相談窓口等情報を記載した名刺サイズのカードを生徒に、また学校保健室へリーフレットを配布した。さらに生徒が相談しやすいよう、相談内容を例示したポスターを新規作成し、学校へ配布した。今後も相談しやすい体制づくりに努める。 <b>(高校教育課、くらし交通安全課)</b>  平成30年度と比較して、拠点校は1校、相談対応実績時間は61時間増加した。
		教育委員会(特別支援教育課)	12の拠点校にスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣した(相談人数延べ1,683人)。	平成30年度と同様にスクールカウンセラーの派遣を実施した。今後も継続して学校内の相談体制の充実を図るとともに、拡充を図る。

6	被害児童、保護者に対する相談機関紹介	教育委員会 (義務教育課)	政令指定都市を除く県内全公立小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布し児童生徒に周知した。また、「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の報告を受け付けた。 (相談受付:「いじめ・暴力対策メール」25件、「24時間子供SOSダイヤル」1,353件)	「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の報告を受け、各教育事務所、各市町教育委員会、高校教育課等に対応を依頼した。  今後も継続して、県総合教育センターの教育相談事業を受け持つ相談員の資質向上を図っていく。また、深刻な相談についても、専門家が対応できる体制を継続していく。
		教育委員会 (高校教育課)	いじめ・悩みごと相談マップの周知  ○ 静岡県性暴力被害者支援センターSORA(そら)の周知 ・県内全ての高校等新入学生に啓発用カードを配布(51,305枚) ・SORA啓発用ポスターを新規作成し、県内高校等教育機関へ配布(高校教育課、くらし交通安全課)	継続して、相談窓口の紹介に努めた。  相談窓口等情報を記載した名刺サイズのカードを生徒に、また学校保健室へリーフレットの配布を実施した。さらに、相談のハードルを下げるために、どのようなことが相談受付可能なのかが一目でわかる相談例を記載したポスターを新規作成し、学校へ配布した。今後も相談しやすい体制づくりに努める。(高校教育課、くらし交通安全課)
		教育委員会 (特別支援教育課)	各学校において必要に応じて相談機関を紹介するとともに、校内にポスター等を掲示した。	相談窓口を掲載した文書の配布等により相談機関を広く紹介するとともに、必要に応じて相談機関の紹介等を実施した。今後も継続して相談機関の紹介に努める。
7	心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	教育委員会 (義務教育課)	【再掲】 政令指定都市を除く県内全公立小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布し児童生徒に周知した。また、「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の報告を受け付けた。 (相談受付:「いじめ・暴力対策メール」25件、「24時間子供SOSダイヤル」1,353件)  【再掲】 県総合教育センターの教育相談事業を受け持つ相談員に対する指導助言等を教育相談顧問(精神科医等)が行った。	【再掲】 「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の報告を受け、各教育事務所、各市町教育委員会、高校教育課等に対応を依頼した。  【再掲】 今後も継続して、県総合教育センターの教育相談事業を受け持つ相談員の資質向上を図っていく。また、深刻な相談についても、専門家が対応できる体制を継続していく。
	⑧	関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供	男女共同参画課	相談件数 ・女性相談 3,903件(電話3,620件、面接283件) ・男性相談 116件
⑨	DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示	男女共同参画課	性暴力及び男女間の暴力に関するシンポジウムを実施した。 (開催日11/23、参加者104人)  高等学校、専門学校、大学の21校において、デートDV防止出前セミナーを開催し、受講者4,899人にリニューアルしたデートDV防止パンフレットを配布した。  DV防止パンフレットを関係機関へ配布した。	性暴力及び男女間の暴力に関するシンポジウムを実施するとともに、パンフレットを配布してDVに関する正しい知識や相談機関等の必要な情報を提供できた。今後も取組を継続する。
10	児童虐待相談担当者研修の充実、他機関との連携強化	子ども家庭課 児童相談所	一時保護時の立入調査や臨検・捜索等に関する警察との合同研修を令和元年11月に実施し、61人が参加した。  児童相談所職員等を対象とした研修を延べ33日実施し、1,224人が受講した。	警察との合同研修では検察や市町職員も参加し、想定事例を通じ、それぞれの機関の立場や役割、意思決定の方法など相互理解を行うことができた。  引き続き、児童相談所職員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図る。
	⑪	高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上	長寿政策課 健康増進課	高齢者虐待防止等の高齢者の権利擁護に関し、市町等からの電話相談に応じる相談窓口を開設した(年間相談件数32件)。  高齢者虐待対応を担当する市町等職員に対して、研修会を開催した。 ・事例検討会 2回 参加者68人 ・虐待対応力研修会 1回 参加者77人
⑫	障害者虐待防止センターにおける相談対応	障害者政策課	障害者虐待防止センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害のある人やその関係者からの相談に対応した(通報・相談件数16件)。	関係機関と連携した相談対応ができた。今後も障害者虐待防止センターでの相談対応を続けていく。

### 損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)

	取組(施策)	担所属名	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	専門機関の斡旋、連絡調整・民間支援団体への情報提供	警察本部	被害者の手引交付時等に民間支援団体等を紹介し、情報提供の希望確認を実施した。	今後も被害者等の要望に応じて、関係機関への情報提供につなげていく。
		くらし交通安全課	犯罪被害者等支援総合調整窓口による情報提供を19件実施した(主な紹介先:県が所管するその他の窓口、市役所、法テラス、警察、弁護士会、税務署等)。	「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」の改訂を行った。県内で犯罪被害者等支援を実施している関係機関・団体の支援体制の把握の一助となり、より一層の連携を強化し、情報提供につなげていく。
2	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	【再掲】 指定被害者支援要員が被害者等に対して被害者の手引を交付をするとともに、各種救済制度について教示した(537事件)。	【再掲】 手引の交付対象となる事件事故の発生を把握し、被害者等への手引交付状況を確認していることから、漏れなく手引の交付及び各種救済制度の教示ができたものと判断する。今後も、確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。

### 経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)

	取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	犯罪被害者等のための各種団体が行う救済制度の情報提供	警察本部	公益財団法人犯罪被害者支援基金、日本財団まごころ奨学金、自動車事故対策機構、交通遺児等育成基金、道路厚生会等の各種団体がしている救済制度について、被害者の手引の交付により情報提供を実施した。	手引の交付対象となる事件事故の発生を把握し、被害者等への手引交付状況の確認をすることから、漏れなく手引の交付及び各種救済制度の教示ができたものと判断する。今後も確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。

2	税法上の救済制度の情報提供	警察本部	医療費控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除等の税法上の救済制度について、被害者の手引の交付により情報提供を実施した。	【再掲】手引の交付対象となる事件事故の発生を把握し、被害者等への手引交付状況の確認をしていることから、漏れなく手引の交付及び各種救済制度の教示ができたものと判断する。今後も確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。
3	暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供	警察本部	支給対象となる暴力団犯罪被害者に対し、公益財団法人静岡県暴力団追放運動推進センター(県暴追センター)が行う暴力団犯罪被害者支援制度の教示を推進した。	各警察署・本部捜査員に対象事件を周知させ、支給対象被害者に対し、制度の周知を図ることができた。今後も県暴追センターと連携の上更新の制度の周知・活性化を図る。
④	医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課	加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が受けられる旨を市町向け研修会や実地検査等を通じて周知した。	研修会及び実地検査により、担当者に周知することで医療保険の円滑な利用の確保が図られた。今後も取組を継続する。
⑤	母子(父子)家庭への医療費の助成制度	こども家庭課	令和元年度の補助実績は194,612千円で受診件数は156,533件であった。	受診件数は前年度を下回ったものの、補助額はおおむね例年どおりの実績であったことから、十分な制度の運用ができたものと判断する。今後も、ひとり親家庭への支援施策として、児童の健やかな成長や医療費の経済的負担の軽減に寄与していく。
6	法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部	各種相談を通じて損害賠償請求等を希望する被害者に対しては、法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供を実施した。	各相談窓口にて法テラスのパンフレットを用意するなどしており、必要な被害者等に対して情報提供ができているものと判断する。今後も取組を継続する。
		くらし交通安全課	「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に法テラスの支援業務内容を掲載した。県犯罪被害者等総合調整窓口において、情報提供を実施した。また、犯罪被害者週間広報・キャンペーンにおいて、法テラスのパンフレットを含む啓発品を配布した。	「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」を県内犯罪被害者等支援137機関・団体に配布し備付けており、被害者に対して情報提供ができているものと判断する。今後も取組を継続する。
7	対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用	警察本部	関係部署と連携して対象事件の確実な把握に努め、把握した事件の内容に応じて適正に公費負担制度を運用(139件、約3,004千円支出)した。	関係部署との連携により事件事故を発生段階から把握し、事後の捜査経過を確認の上、公費負担制度を適用しており、適正な運用ができたものと判断する。今後も同種取組を継続する。
8	犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部	対象となる被害者等に対して犯罪被害給付制度を教示し、5件の申請を受理し、7件の裁定を行った。	申請及び裁定件数は前年度より減少したものの、対象事件の発生を把握し、漏れなく制度の教示を実施している。今後も確実な制度の教示と迅速な裁定に努めていく。

## 重点課題：精神的・経済的支援 日常生活の支援(第12条)

取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
民間支援団体が行う日常生活の支援	警察本部	委託料を確保の上、認定NPO法人静岡県犯罪被害者支援センターに対して、犯罪被害者支援業務を委託した。	今後も認定NPO法人静岡県犯罪被害者支援センターが被害者等に対して十分な支援が行えるよう、予算確保に努めていく。
	くらし交通安全課	民間支援団体が行う日常生活の支援等業務内容を「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」に掲載し、県・市町犯罪被害者等支援総合的対応窓口等関係機関・団体へ配布し備付けており、必要な被害者に対して情報提供ができているものと判断する。今後も取組を継続する。	被害者のニーズに応じた日常生活の支援を実施するため、民間支援団体に対する情報提供等に今後も努めていく。

## 心理的外傷等からの回復(第13条)

取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等	
① 被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	カウンセリングを希望する被害者等26人に対して、臨床心理士等の資格を有する警察官によるカウンセリングを40回実施した。	前年度を上回る被害者等のカウンセリングを実施した。被害実態等を確認し、関係所属と連携してさらなる運用を図っていく。	
② カウンセリング費用の公費負担制度について検討する	警察本部	カウンセリング等費用の公費負担を実施(被害者等9人に対し、69回分、約235千円支出)した。	対象となる被害者等に対して、適切に制度を運用することができた。今後も取組を継続する。	
③ 性犯罪被害者に対する公費負担制度の運用	警察本部	性犯罪被害者に対して公費負担制度を適用(被害者等26人に対し、約358千円支出)し、精神的被害の緩和を図った。	性犯罪の発生及び被害者等に対する支援状況を確認し、必要な被害者に漏れなく制度を適用した。今後も取組を継続する。	
4 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会(義務教育課)	政令市を除く県内全公立小・中学校及び義務教育学校(489校)に126人のスクールカウンセラーを配置した。5つのモデル地区においてスクールカウンセラーを常時配置した。	令和元年度は、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充することができた。今後も継続して配置の拡充に努める。	
	教育委員会(高校教育課)	スクールカウンセラー: 県立高等学校24校に配置(3,089時間) スクールソーシャルワーカー: 県立高等学校3校に配置(962時間)		スクールカウンセラーの拠点校を増やし、カウンセリング支援の利便性を高めることができた。スクールソーシャルワーカーとともに、引き続き配置・派遣をしていく。
	教育委員会(特別支援教育課)	【再掲】12の拠点校にスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣した(相談人数延べ1,683人)。		【再掲】平成30年度と同等にスクールカウンセラーの派遣を実施した。今後も継続して学校内の相談体制の充実を図るとともに、拡充を図る。
5 犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター	・精神保健福祉相談(面接・電話等)0件 ・こころの緊急支援チームの派遣0件	令和元年度はこころの緊急支援チームの派遣要請はなかった。派遣要請があった際、要請元のニーズに応じた対応ができるよう、今後も取組を継続する。	



6	関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課	高次脳機能障害支援拠点の設置(県内6か所) 高次脳機能障害総合相談事業(医療相談会)の実施(相談回数16回、相談人数38人) 高次脳機能障害支援従事者研修の開催(開催回数7回、研修参加者335人) 高次脳機能障害者地域基盤整備事業検討専門委員会の開催(開催回数1回) 医療体制連携強化事業の実施(開催回数1回、研修参加者65人)	支援拠点の設置や研修、相談会の複数開催により、高次脳機能障害者や家族の支援を行うことができた。今後も取組を継続する。
7	DV被害者の自立支援	子ども家庭課	令和元年度の婦人保護施設への入所実績は6人、述べ日数は698日であった。	引き続き、婦人保護施設においてDV被害者の自立に向けた支援を行う。
		女性相談センター	電話相談や一時保護中に様々な制度等の情報提供を行った。 一時保護中のケースについては、各種手続、弁護士相談等同行支援を行った。 婦人保護施設を利用した就労、転宅支援を実施した。 各種証明書の発行をした(63件)。	引き続き、DV被害者の生活安定、自立に向けた支援を行っていく。 各種証明書の発行は一時保護入所者が前年より増加したこともあり、件数は若干増加している。今後も同種取組を継続する。
8	要保護児童への立ち直り支援	児童相談所	令和元年度に児童相談所(政令市を含む)が行った一時保護(一時保護所への入所)人数は666人、延べ日数は18,582日であった。	一時保護による安全確保のほか、一時保護中は児童相談所の児童福祉司による家庭調整や児童心理司による児童への聞き取りを行い、児童の心理的支援に努めていく。

### 安全の確保(第14条)

	取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部	令和元年度は再被害防止対象事件の指定なし。	今後も対象事件があった場合については、関係部署と連携して必要な措置を講じるなど、再被害防止対策の徹底を図る。
②	DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護	警察本部	令和元年度に対応したDV事案は660件、児童虐待事案は989件であり、事案内容に応じて、DV被害者への支援措置、児童相談所への通告を実施した。	DV事案の取り扱いが42件増加、児童虐待事案は304件増加した。
		児童相談所	令和元年度に児童相談所(政令市を含む)が行った一時保護(一時保護所への入所)人数は、666人だった。そのうち、虐待を事由とする児童は396人であった。	今後も児童の安全確保のため必要と判断した場合は一時保護を実施する。
		女性相談センター	健康福祉センター、市町と協力し、必要なケースについて61件の一時保護を実施した(うちDV43件、同伴児84件)。	一時保護数、同伴児ともに前年度を上回った。今後も関係機関と連携を取り、保護が必要な場合は一時保護を実施する。
3	DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	警察本部	【再掲】 令和元年度に対応したDV事案は660件、児童虐待事案は989件であり、事案内容に応じて、DV被害者への支援措置、児童相談所への通告を実施した。	【再掲】 DV事案の取り扱いが42件増加、児童虐待事案は304件増加した。
		女性相談センター	1件の証明書を発行した。	今後も必要な支援を継続する。
4	関係機関連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課	関係機関で開催する研修会へ参加した。 必要に応じて相談者に適切な機関を紹介した。また、他機関からあざれあ相談を紹介された相談者の対応をした。	研修会への参加により、関係機関の連携強化が図られた。今後も継続して研修会へ参加する。 相談者の状況に合わせ、引き続き適切な機関と連携を取りながら、より良い支援を行っていく。
5	一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	子ども家庭課	県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催し、関係機関との情報共有を行った。	県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催したことで、関係機関との情報共有が図られた。今後もネットワーク防止部会を開催する。
		女性相談センター	一時保護聴き取り表、チェックシートを活用して情報共有を行った。 女性相談員連絡協議会でチェック内容等について検討し、改訂作業を行った。 申立ての支援を実施した。	一時保護聴き取り表、チェックシートの活用により情報共有が図られた。情報漏れを防ぎ、スムーズな情報共有を行うために内容精査を継続する。
6	保護命令の積極運用と被害者の安全の確保	子ども家庭課	令和元年度の保護命令発令件数は、令和2年2月時点で34件であった。	前年度と同程度の保護命令件数となった。今後も保護命令制度について、関係機関への情報提供をしていく。
		女性相談センター	相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行った。 申立ての支援を実施した。	相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行うとともに、申立ての支援を実施することで、保護命令の発令につながることができた。今後も支援を継続する。

7	学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底	教育委員会(義務教育課)	平成30年度末に実施した「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」のフォローアップを行った。  学校や市町教育委員会で適切な対応がなされるよう、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(文部科学省 令和元年5月9日)」、「学校現場における虐待防止に関する研修教材(文部科学省 令和2年1月23日)」を周知し、積極的な活用を依頼した。  スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研修会において、元児童相談所職員による講義を実施するとともに、事例を用いて虐待対応に関するグループワークを行った。	調査のフォローアップにより、児童生徒や家庭に対する継続した関わりや支援の重要性が学校現場に浸透したと考えられる。  学校や教育委員会における虐待対応が具体的に示された手引きや、様々な事例を通して虐待対応について研修するための教材を发出し周知することにより、通告義務の徹底等の適切な対応が図られたものと判断する。今後も関係機関との連携や法令に基づいた適切な対応のため取組を継続する。  スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが虐待に関する理解を深め、その知識を校内研修やケース会議等で教職員に広げることにより、学校現場における虐待の早期発見・早期対応への意識が高まっていると考える。
		教育委員会(高校教育課)	公立高等学校生徒指導主事研修会を開催した(開催日6/19、参加者121人)。	公立高等学校生徒指導主事研修会において指示することで、通告義務の徹底を継続することができた。
		教育委員会(特別支援教育課)	「児童虐待防止月間」とそれに伴う「情報提供に関する指針」等の通知を各県立特別支援学校へ周知依頼した。特別支援学校生徒指導連絡協議会を開催した(開催日6/24、参加者37人)。	調査及び通知の发出と周知依頼、生徒指導連絡協議会などを通じて、通告義務の徹底が図られたものと判断する。今後も関係機関との連携や法令に基づいた適切な対応のため取組を継続する。

### 居住の安定(第15条)

	取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費負担	警察本部	公費支出した事件はなかった。	今後も対象事件の把握に努め、発生時の適正な運用に努めていく。
2	犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	なし	今後も一時入居の受け入れを継続する。
3	DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	なし	今後も一時入居の受け入れを継続する。
④	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所	虐待を事由として一時保護(一時保護所への入所)を行った児童396人のうち、一時保護を解除し、家庭へ復帰した児童は262人であった。(児童相談所、女性相談センター)	一時保護の解除にあたっては家庭へ復帰できるよう調整を行う。(児童相談所、女性相談センター)
		女性相談センター	一時保護中の様子、支援の状況を市町に情報提供した。  退所前に被害者と面談し、今後必要となる手続き等を確認した。	市町と情報共有するとともに、被害者と今後のことを確認するなどの自立支援を行った。今後も同種取組を継続していく。
5	犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課へ周知働きかけ	公営住宅課	市町の公営住宅担当課から犯罪被害者の一時受け入れの相談・指導を継続実施した。	市町の担当課からの相談に応じ、犯罪被害者の公営住宅使用の働きかけを行った。今後も同種取組を継続する。
		くらし交通安全課	市町総合的対応窓口担当課を通じて、市町の既存制度について確認・活用を働きかけた。	今年度改訂配布した「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」にも犯罪被害者の一時入居制度について掲載している。また、犯罪被害者等支援担当者研修会での既存制度の確認・活用を働きかけたこと、周知が図られた。今後も継続する。
6	被虐待児童の社会的養護の実施	児童相談所	虐待を事由として一時保護(一時保護所への入所)を行った児童396人のうち一時保護を解除し施設・里親へ措置(委託)を行った児童は41人であった。	一時保護の解除にあたっては家庭へ復帰できるよう調整を行うが、家庭復帰が難しい場合、施設等への入所措置による居住の安定を確保する。
⑦	様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課	DV被害者の一時保護委託先を11か所確保した。(賀茂地区1か所、東部4か所、中部2か所、西部4か所)	前年度と同程度の一時保護委託先を確保することができた。今後も一時保護委託先の確保に努める。

### 雇用の安定(第16条)

	取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	雇用推進課 労働雇用政策課	新規就労や転職希望者に対し、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を実施した(全就労支援数16,456件)。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた新規就労、転職希望者に対して同様の取組を継続する。
2	犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供	雇用推進課 労働雇用政策課	障害を負った人が就職を希望した場合、就業支援と生活支援を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供を実施した(障害者に対する相談支援件数:静岡労働局9月公表)。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた障害を負った人が就職を希望した場合に、同様の取組を継続する。
3	事業主との間の労使問題に係る相談受理	雇用政策課 労働雇用政策課	各県民生活センター(中小企業労働相談所)において、労働問題について県民からの相談に対応した(相談件数2,420件)。	労働問題について犯罪被害者等に特化した相談はなかった。今後も労働相談を継続して実施する。

### 捜査の過程における配慮等(第17条)

	取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
①	被害者支援要員の指定と二次的被害防止の徹底	警察本部	指定被害者支援要員を654人(原本部34人、鉄道警察隊2人、高連隊39人、警察署579人※うち女性145人)指定して、596事件において被害直後から支援活動に従事させた(596事件)。	前年度と同程度の指定被害者支援要員を指定し、対象事件の被害者等に対しては指定被害者支援要員を運用し、初期段階の対応を行うことで二次的被害の防止を図ることができた。今後も取組を継続する。
2	指定被害者支援要員に対する研修	警察本部	【再掲】業務指導に併せて県内各警察署において、指定被害者支援要員に対する研修会を開催し、警察における被害者支援や代理受領に関する教養を行った(参加人数318人)。	【再掲】各警察署で開催したことで、例年より多くの指定被害者支援要員が参加することができた。今後も取組を継続する。
3	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の研修	警察本部	警察学校入校生(初任科、巡査部長任用科、警部補任用科、刑事任用科、性犯罪捜査専科、生活安全任用科)に対して、被害者支援に関する授業を行った(計8回)。	前年度同様、警察学校入校生に対して犯罪被害者支援に関する授業を実施することができた。今後も取組を継続する。

4	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	【再掲】 カウンセリングを希望する被害者等26人に対して、臨床心理士等の資格を有する警察官によるカウンセリングを40回実施した。	【再掲】 前年度を上回る被害者等のカウンセリングを実施した。被害実態等を確認し、関係所属と連携してさらなる運用を図っていく。
5	司法解剖遺体の遺体修復費用公費負担	警察本部	遺族の精神的負担軽減のため、制度の対象となる遺体については、司法解剖後の遺体修復費用を公費で負担した(78体)。	公費による修復遺体数は前年度を大きく上回ったものの、個々事案について確認してから遺体修復を実施しており、適切に運用されたものと判断する。今後も取組を継続する。
6	性犯罪被害者支援における三者協定の運用	警察本部	静岡県産婦人科医会、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携し、性犯罪被害者が必要とする支援を実施した。  産婦人科医会理事会及び総会へ参加し、産婦人科医師等と性犯罪被害者の更なる支援のための情報交換を実施した。  ・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに対する性犯罪被害者の情報提供数(13件) ・性犯罪被害者に対する公費負担(26人)	静岡県産婦人科医会及び認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携して、積極的な被害者支援を行うことができた。また、産婦人科医会との情報交換により、今後の性犯罪被害者の支援を行ううえで意見を収集することができた。今後も会議や情報交換を通じて、関係団体との連携を強化し、更に積極的な被害者支援を実施していく。

### 重点課題：関係機関相互の連携 民間支援団体に対する県の支援（第7条第2項）

取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
① 民間支援団体への情報提供の強化	警察本部	警察本部から認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに被害者等に関する情報提供を24件実施した。	今後も、被害者等の希望を確実に確認し、積極的に情報提供を実施していく。
② 民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進	警察本部 くらし交通安全課	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、県弁護士会、県司法書士会、法テラス、公益財団法人交通事故紛争処理センター、清水海上保安部、大学ボランティアと連携・協働し、県音楽隊の演奏に併せて街頭広報を実施した。 ・11/2(土) 県庁本館前 ・11/8(金) ららぽーと沼津 ・11/17(日) ららぽーと磐田 ・11/20(水) 県庁ロビーコンサート ・11/27(水) エスパルスドリームプラザ	犯罪被害者週間にあわせて、県内のショッピングモール(東部、中部、西部)内イベントスペース及び県庁にて、県音楽隊の演奏に付随した広報活動を集中的に実施することができた。今後も同様の取組を継続する。
③ 民間支援団体の見舞金交付への協力	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターによる被害者等に対する見舞金及び防犯ブザーの交付に協力した。 ・見舞金の交付 6件 ・防犯ブザーの交付 30個	見舞金及び防犯ブザーの交付数は前年度を下回ったものの、被害状況から必要と思われる被害者には積極的に交付できるよう事件取扱所属の担当者への指導を徹底していく。

### 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施（第18条）

取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
① 指定被害者支援要員の弾力的な運用	警察本部	他署への派遣等による弾力的な運用実績なし。	弾力的な運用を要する事件事故の取扱いはいなかった。死傷者多数事件事故発生時の対応要領について通達を発出したことから、対象事案が発生した際には弾力的な運用を図る。
② 署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化	警察本部	警察署犯罪被害者支援連絡協議会を開催した(28警察署)。	令和元年度に開設した警察署を含む県下28警察署(全警察署)において、警察署犯罪被害者支援連絡協議会を開催することができた。今後も取組を継続し、関係機関との連携強化に努めていく。

### 重点課題：理解の増進 県民の理解の増進（第19条）

取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
① 各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部 くらし交通安全課	年頭視聞式等の警察関連行事や県警ホームページ及びSNS等の各種機会を通じ、広報活動を実施した。今後も同種取組を継続する。  静岡県ホームページ・ツイッター・フェイスブックにおいて、犯罪被害者等支援に係る制度や広報啓発活動を掲載した。  県庁東館ギャラリー及び本館掲示板においてパネル展示を実施した。	各種イベント、ホームページ、SNS等を活用した広報啓発活動を実施することができた。今後、更に他の広報媒体の活用も検討していく。
② 犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化	警察本部 くらし交通安全課	【再掲】 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、県弁護士会、県司法書士会、法テラス、公益財団法人交通事故紛争処理センター、清水海上保安部、大学ボランティアと連携・協働し、県音楽隊の演奏に併せて街頭広報を実施した。 ・11/2(土) 県庁本館前 ・11/8(金) ららぽーと沼津 ・11/17(日) ららぽーと磐田 ・11/20(水) 県庁ロビーコンサート ・11/27(水) エスパルスドリームプラザ <b>(警察本部、くらし交通安全課)</b>  〇「性暴力被害について考えるシンポジウム」の開催 性暴力被害に遭った方を社会で支えるため、被害者が置かれた現状を周知理解を得ることを目的に開催した。 ・開催日:11/23(土) ・開催場所:三島市民生涯学習センター(三島市) ・参加者:104人	【再掲】 犯罪被害者週間にあわせて、県内のショッピングモール(東部、中部、西部)内イベントスペース及び県庁にて、県音楽隊の演奏に付随した広報活動を集中的に実施することができた。今後も同様の取組を継続する。 <b>(警察本部、くらし交通安全課)</b>  シンポジウムでは、県内出身の精神科医師による基調講演、性暴力被害当事者や性暴力被害研究者等によるパネルディスカッションを開催し、性暴力被害者への理解を深めることができた。一昨年度中部地区、昨年度東部地区で開催ができた。今後も取組を継続する。
③ 犯罪被害者等支援講演会inしずおかの継続開催	警察本部 くらし交通安全課	静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による講演会を開催した。 ・開催日:11/29(金) ・開催場所:札の辻クロスホール ・参加者:約200人	前年度同様、犯罪被害者等支援講演会を開催することができた。今後も取組を継続する。

4	「犯罪被害者等に関するリーフレット」による広報啓発	くらし交通安全課	犯罪被害者等支援リーフレットを活用して広報啓発活動を実施した。 ・11/2(土) 県庁本館前 ・11/8(金) ららぽーと沼津 ・11/17(日) ららぽーと磐田 ・11/20(水) 県庁ロビーコンサート ・11/27(水) エスパルスドリームプラザ  各市町犯罪被害者等のための「総合的対応窓口」においても犯罪被害者週間で配布した。  性暴力被害について考えるシンポジウム、人権フェスティバル等において配布した。	リーフレット表紙の犯罪被害者週間標語を刷新し、犯罪被害者週間の広報活動等で活用した。今後も同様の取組を継続する。
5	被害者支援貢献者への積極的な表彰による士気高揚	警察本部	民間支援団体の財政的援助を目的とする寄附型自動販売機の警察施設内への設置に尽力した警察職員に対して、警務部長賞を贈呈した。  認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター理事長等2人に対して、感謝状を贈呈した。	今後も同種取組を継続する。
⑥	「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成	こども家庭課	児童虐待防止静岡の集いの開催 ・開催日:11/9(土) ・開催場所:静岡市民文化会館、静岡市内	計画どおり、児童虐待防止静岡の集いを開催し、県民の児童虐待防止への理解促進を図ることができた。今後も同種取組を継続する。

### 学校における教育(第20条)

	取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
①	命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部	遺族や警察職員による講義により、中高生を対象にした命の大切さを学ぶ教室を開催した(中学校3校、高等学校6校)。(警察本部、義務教育課、高校教育課)	命の大切さを学ぶ教室を前年度と同様に開催することができた。今後も取組を継続する。(警察本部、義務教育課、高校教育課)
		教育委員会(義務教育課)	警察本部に推薦して開催した学校以外でも希望があれば開催可能であることを他の学校にも広報した。	【再掲】命の大切さを学ぶ教室を前年度と同様に開催することができた。今後も取組を継続する。
		教育委員会(高校教育課)	○生命(いのち)のメッセージ展の展開 高校生の交通安全意識の高揚を図るため、命の大切さを伝える「生命(いのち)のメッセージ展」を開催した。 ・展示13校、講演10校 (高校教育課、くらし交通安全課)	交通事故や事件の犠牲者の等身大パネルや生前の写真等を通じ、遺族の悲しみを知るとともに、自他の命の大切さを感じることで、被害者にも加害者にもならないよう、教育推進することができた。今後も取組を継続する。(高校教育課、くらし交通安全課)
2	生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会(義務教育課)	学校、家庭、地域と連携し、他人を思いやる心、生命を大切にすることを育む道徳教育の推進を図るため、道徳教育研修会等を通じ、研究指定校の取組を県内小・中学校及び義務教育学校に広めた。	道徳教育研修会等により、道徳教育の充実が図られた。道徳の教科化に伴い、問題解決学習や体験的な学習を取り入れた質の高い指導法や評価等についての共通理解を図るため、今後も全小・中学校及び義務教育学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を実施する。
		教育委員会(高校教育課)	介護・保育実習の実施(高等学校実施率100%)	体験活動を推進することで、生命や自然を大切にすることを育むことが図られた。今後も同種取組を継続する。
3	こころの教育の推進	教育委員会(高校教育課)	心を育む地域連携研修会を実施した。 ・開催場所:県内10地区 ・参加人数:379人  心の教育学級懇談会を実施した。	前年度と同規模の心を育む地域連携研修会及び心の教育学級懇談会を実施することができた。今後も取組を継続する。
4	体験活動を通じた教育の推進	教育委員会(義務教育課)	自然体験活動や社会体験活動を通じて、豊かな人間性を育む教育を推進するよう、県内全小・中学校及び義務教育学校に啓発した。	県内全小・中学校及び義務教育学校に啓発したことで、豊かな人間性を育む教育の推進が図られた。今後も取組を継続する。
5	私たちの道徳の配布	教育委員会(義務教育課)	道徳の教科化に伴って教科書が支給されたため、「私たちの道徳」を配布しなかった。	「私たちの道徳」の配布は行わないが、資料として活用を呼び掛ける。
6	生命を尊重する心情や態度の育成	教育委員会(特別支援教育課)	特別支援学校のうち、豊かな人間性を育む体験活動等を実施した学校は92%、人権教育に取り組んだ学校は100%であった。	ほとんどの特別支援学校で豊かな人間性を育む体験活動、全ての特別支援学校で人権教育への取組が実施された。今後も各校の実態に応じた取組を継続する。
7	豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会(特別支援教育課)	全ての学校が所在地域での交流及び共同学習を計画した。副次的な籍の「交流箱」を活用した交流及び共同学習(居住地交流)を今年度から全県で実施し、希望した880人の幼児児童生徒のうち、851人が実施した。	851人の幼児児童生徒が、交流及び共同学習を実施して豊かな人間性と社会性の育成を図っている。今後も周知を図りながら関係課や市町等と連携し、取組を継続する。

### 犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)

	取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	指定被害者支援要員に対する研修の実施	警察本部	【再掲】業務指導に併せて県内各警察署において、指定被害者支援要員に対する研修会を開催し、警察における被害者支援や代理受償に関する教養を行った(参加人数318人)。	【再掲】各警察署で開催したことで、例年より多くの指定被害者支援要員が参加することができた。今後も取組を継続する。
2	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の授業を実施	警察本部	【再掲】警察学校入校生(初任科、巡査部長任用科、警部補任用科、刑事任用科、性犯罪捜査専科、生活安全任用科)に対して、被害者支援に関する授業を行った(計8回)。	【再掲】前年度同様、警察学校入校生に対して犯罪被害者支援に関する授業を実施することができた。今後も取組を継続する。
3	女性地域警察官研修会の開催	警察本部	ひまわり窓口担当者研修会を開催した。	前年度同様、ひまわり窓口担当者研修会を開催し、犯罪被害者の心理や聴取時の留意点等について教養を実施することができた。今後も担当者への指導・教養を継続していく。

4	女性被害捜査官研修会の開催	警察本部	警察署女性被害捜査官等研修会を開催した(3回)。	令和元年度は東部・中部・西部の3会場において、性犯罪被害者の特性等や聴取要領等について研修会を実施することができた。今後も取組を実施する。
5	警察署相談係員対象の研修会の開催	警察本部	警察本部において各警察署相談係を対象とした研修会を開催した(2回)。	例年どおり、年2回の相談係研修会を開催して、新任を含む相談係に被害者支援業務の習熟を図ることができた。今後も同種取組を継続する。
6	犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷の研修の実施	警察本部	指定被害者支援要員に対する研修及び警察学校入校生に対する被害者支援に関する教養時に、併せて犯罪被害者等支援従事者が受ける代理受傷について教養を実施した。	被害者支援に関連する研修時に、代理受傷について教養を実施した。次年度も被害者支援に関連する各種研修会等を予定しており、今後も同種取組を継続する。
7	犯罪被害者等支援ハンドブックの活用	くらし交通安全課	○「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」作成事業 各自治体に設置された支援窓口(総合的対応窓口)等において、担当者が他の支援関係機関・団体について把握し、犯罪被害者等がどの窓口で相談しても必要な支援にたどり着くことができるネットワークの構築を目的として、「犯罪被害者等支援ハンドブック作成事業」を警察庁と共催し、平成23年度に作成したハンドブックを県内自治体担当者及び犯罪被害者等支援関係機関の協力を得て改訂し、各機関・団体等に配布した。さらに「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック報告会」を開催し、活用方法等について説明を行った。 ・作成検討会議開催日 9/25(水)、11/6(水)、11/13(水) ・作成報告会 2/17(月) ・開催場所 県庁 ・参加人数 73人 ・配布箇所 137機関・団体	平成23年度に作成したハンドブックを犯罪被害者等支援関係機関・団体との協力を得て改訂し、犯罪被害者等がどの窓口で相談しても必要な支援にたどり着くことのできる支援ツールを作成した。関係機関・団体等に対し活用を促すとともに研修等において活用する。
8	県・市町担当者に対する研修会の開催	くらし交通安全課	【再掲】 ○「静岡県犯罪被害者等支援担当者研修会」の開催 県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者、支援関係機関・団体との合同研修会を開催した。 ・開催日: 9/3(火)、9/10(火)、9/19(木) ・開催場所: 県庁、浜松総合庁舎、東部総合庁舎 ・参加人数: 計150人	【再掲】 犯罪被害者等支援の推進、県・市町窓口担当職員等による二次的被害防止及び行政と警察、関係機関等が連携した途切れない支援を目指し、窓口の充実や担当者の技術の向上に向けた取組を行った。今後も継続して各種研修会を開催する。
9	DV被害者、児童虐待に係る相談体制整備の研修実施	男女共同参画課	県及び市町の男女共同参画に係る女性相談員を対象にDV被害者を含めた相談対応について研修会を実施した。 (開催日9/20、参加者28人)  女性相談センター主催女性保護・DV相談担当者研修会に講師として参加した。	引き続き、女性相談員向けの研修を開催し、相談員の資質向上を目指す。  第2回担当者研修においては、住基支援措置に関する講義を実施し、女性相談担当課だけでなく住民課職員も参加。それにより、他課の女性相談に関する理解・協力の深まりに繋がった。  事例検討会では困難ケースの対応についてスーパーバイズを行い、女性相談員の専門性の向上を図った。  警察学校の講師派遣ではDV対応や被害者の特性等について説明した。
		女性相談センター	【再掲】 各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、2回研修会を実施した。 ・第1回女性保護担当職員・女性相談員研修: 4/5(59人) ・第2回女性保護担当職員・女性相談員研修: 10/18(73人) ・第3回女性保護担当職員・女性相談員研修: 中止(新型コロナウイルス対策のため)  【再掲】 女性保護・DV相談担当者研修会 ・5/10(藤枝26人) ・5/17(貫茂9人) ・5/24(中遠36人) ・6/3(東部38人)  【再掲】 女性相談員事例検討会(開催日1/17、参加者25人)  【再掲】 講師依頼により実施 ・警察学校講師(実施日11/28、2/19)	
		児童相談所	市町児童相談担当職員研修の開催(延べ17日で394人参加)	
10	犯罪被害者等に初期に接する者の研修実施	精神保健福祉センター	○こころの緊急支援活動研修(講義・演習) ・対象: 学校、行政、医療、警察職員 ・開催日: 7/2(火) 参加者66人 9/2(月) 参加者51人	こころの緊急支援活動に係る研修会を開催し、学校職員、医療、行政及び警察職員等犯罪被害者等に最初に接する可能性のある者に被害者等の心情等について理解を深めることができた。今後も取組を継続する。
11	児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修の開催	教育委員会(義務教育課)	なし	研修の内容や方法等を吟味し、実施の可能性を検討したい。

### 意見の反映(第22条)

取組(施策)	県機関	令和元年度の実施状況(成果)	検証結果等
アンケート調査の実施	警察本部	県政インターネットモニターアンケート(第7回)において、被害者支援に係るアンケートを実施した。	アンケート結果については、令和2年度から策定作業を開始する「第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画」に反映させていく。
有識者の意見の反映	警察本部	推進計画に対する平成30年度の実施状況を検証する際、有識者への意見聴取を実施した。	検証時に聴取した有識者からの意見について、内容を精査し、意見を反映すべく検討を行った。今後も同種取組を継続して、意見の反映に努めていく。
パブリックコメントの実施	警察本部	なし	令和2年度に作成する第2次推進計画策定時にパブリックコメントを実施する。
	くらし交通安全課	なし	なし



犯罪被害者等支援シンボルマーク

ギュッとちゃん

静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果(令和元年度)

令和2年 10 月

静岡県警察本部警務部  
警察相談課犯罪被害者支援室